

改正

平成12年1月20日条例第12号

平成12年12月15日条例第50号

平成14年9月20日条例第27号

平成14年12月11日条例第32号

平成20年12月17日条例第37号

平成25年3月25日条例第23号

平成25年12月13日条例第41号

平成29年7月18日条例第21号

平成30年3月26日条例第20号

平成30年3月27日条例第11号

令和元年6月13日条例第25号

千歳市水道事業給水条例

千歳市水道事業給水条例（昭和40年千歳市条例第14号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第15条）

第3章 給水（第16条—第25条）

第3章の2 貯水槽水道（第25条の2・第25条の3）

第4章 料金及び手数料（第26条—第34条）

第5章 管理（第35条—第38条）

第6章 布設工事監督者の配置及び資格の基準並びに水道技術管理者の資格の基準（第39条—第41条）

第7章 補則（第42条）

第8章 罰則（第43条・第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市が経営する水道事業及び簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとします。

(給水装置の定義)

第2条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の2種類とします。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水区域)

第4条 水道事業及び簡易水道事業の給水区域は、千歳市の区域のうち、別表第1の区域を除く区域とします。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」といいます。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除きます。）又は撤去（以下「給水装置工事」といいます。）をしようとする者（以下「工事申込者」といいます。）は、公営企業管理者（以下「管理者」といいます。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければなりません。

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、工事申込者の負担とします。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができます。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市又は法第16条の2第1項の規定により管理者の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」といいます。）が施行します。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含みます。）を受け、かつ、工事完了後に管理者の工事検査を受けなければなりません。この場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、工事完了前に中間検査を行うことがあります。

- 3 第1項の規定により市が工事を施行する場合においては、利害関係人に当該工事に関する同意書等の提出を求めることができます。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うために必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができます。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の条件を指示することができます。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはなりません。

(工事費の算出方法)

第9条 市が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とします。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項に定めるもののほか、特別な費用を必要とするときは、その費用を加算します。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定めます。

(工事費の予納)

第10条 市に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければなりません。ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りではありません。

- 2 前項の概算額は、工事完了後に精算します。

(工事費の分納)

第11条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者の承認を受けて、管理者が定めるところにより分納することができます。

(給水装置所有権の移転の時期等)

第12条 市が給水装置の新設工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とします。

(工事費未納の場合の措置)

第13条 管理者は、市が施行した給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納付しないときは、その給水装置を撤去することができます。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した場合において、市に損害があるときは、工事申込者は、その損害を賠償しなければなりません。

(工事を中止した場合の損害賠償)

第14条 工事申込者は、自己の都合により工事を中止したときは、既に要した費用及び工事の中止によって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

(給水装置の変更の工事)

第15条 市は、配水管の移転その他特別な理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意の有無にかかわらず当該工事を施行することができます。

2 前項の工事費は、工事を必要とさせた者の負担とします。ただし、特別な理由があるときは、この限りではありません。

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはできません。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 第1項に規定する場合による給水の制限又は停止のために損害を生ずることがあっても、市は、その賠償の責めを負いません。

(給水契約の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければなりません。

(給水装置の所有者の代理人)

第18条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、給水装置

の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければなりません。

(管理人の選定)

第19条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければなりません。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができます。

(水道メーターの設置)

第20条 市は、水道メーターを設置し、当該水道メーターにより給水量を計量します。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

2 水道メーターは、給水装置又は第25条の2の貯水槽水道に設置し、その位置は管理者が定めま

す。

(水道メーターの保管)

第21条 管理者は、前条第1項の水道メーターを水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理人(以下「水道使用者等」といいます。)に保管させます。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水道メーターを管理しなければなりません。
- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、水道メーターを滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければなりません。

(水道の使用中止及び用途の変更等の届出)

第22条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければなりません。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければなりません。

- (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほかには使用してはなりません。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要します。

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければなりません。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とします。ただし、管理者が適当でないとき、これを徴収しないことができます。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等が賠償しなければなりません。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 管理者は、給水装置又は供給する水について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知します。

2 前項の検査において、特別な費用を要したときは、その実費額を徴収します。

第3章の2 貯水槽水道

(管理者の責任)

第25条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号の貯水槽水道をいいます。以下同じとします。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができます。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとします。

(設置者の責任)

第25条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項の簡易専用水道をいいます。以下同じとします。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければなりません。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければなりません。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第26条 水道料金（以下「料金」といいます。）は、水道の利用者から徴収します。

(料金)

第27条 料金は、使用する用途及び水道メーター口径に応じ、別表第2に規定する基本料金及び従量料金を基礎として計算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とします。

2 共同住宅等（アパート、マンション及びこれらに類するものをいいます。以下この項において同じとします。）において、給水装置に水道メーターを設置して水道を使用する場合の前項の料金は、給水装置の所有者からの申請により、各戸ごとに算定することができるものとします。この場合における各戸の水道メーター口径区分は、25mm以下とし、使用水量は、当該共同住宅等における使用水量を入居戸数で除して得た水量（1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）とします。

(料金の算定)

第28条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいいます。以下同じとします。）に水道メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定します。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができます。

(使用水量及び用途並びに水道メーター口径区分の認定)

第29条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途並びに水道メーター口径区分を認定します。

- (1) 水道メーターに異常があったとき。
- (2) 2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) その他管理者が必要と認めたとき。

(月の中途における料金の算定)

第30条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その使用日数に応じ、別表第2に規定する基本料金を日割りによって計算して得た額及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とします。

2 月の中途において、その用途又は水道メーター口径に変更があった場合は、その使用日数の多い用途又は水道メーター口径（使用日数が等しいときは、変更後の用途又は水道メーター口径）を適用します。

(臨時使用の場合における概算料金の前納)

第31条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道使用の申込みの時に、管理者が定める概算料金を前納しなければなりません。ただし、管理者がその必要がないと認めるとき

は、この限りではありません。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算します。

(料金の支払)

第32条 水道料金は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により、毎月納期限までに支払わなければなりません。

(手数料)

第33条 手数料は、次に掲げる区分によりその申込み若しくは申請の時又は証明書等を交付した時に徴収します。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りではありません。

(1) 給水装置工事の設計 1件につき第9条の規定による工事費の額を100分の110で除した額の100分の5に相当する額

(2) 第7条第1項の指定 1件につき10,000円

(3) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含みます。）及び工事検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」といいます。）に関するもの 直接工事費の額（第9条第1項第1号から第4号までに規定する費用の合計額をいいます。）を別表第3に掲げる額に区分し、当該区分に応じ、それぞれ同表に定める割合を乗じて得た額の総額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）

イ 開発行為以外に関するもの 別表第4に定める額

(4) 法第34条の2第2項の規定による簡易専用水道の検査 別表第5に定める額

(5) 簡易専用水道以外の貯水槽水道の水質検査（検査項目は、色、濁り、臭(におい)、味及び残留塩素とします。） 1件につき2,500円

(6) 納付に関する証明 1件につき200円

(7) その他の証明 1件につき300円

2 証明に関する手数料は、1通ごとに1件、1通をもって2種類以上の事項を表示するものは、一の証明事項ごとにそれぞれ1件として計算します。

3 証明に係る手数料は、証明の形式をもってしないものであっても文書をもって事実を認証するものは、すべて証明とみなして手数料を徴収します。

(料金、手数料等の減免)

第34条 管理者は、特に必要があると認めるときは、第26条の料金、第33条第1項の手数料その他の費用を減免することができます。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適切な措置を指示することができます。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水装置をその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができます。

2 管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができます。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りではありません。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができます。

- (1) 水道の利用者が第9条の工事費、第24条第2項の修繕費、第26条の料金又は第33条第1項の手数料を期限内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第28条の点検又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が水道を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して給水栓を使用している場合において、警告しても、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができます。

- (1) 給水装置所有者の所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来利用の見込みがないと認められるとき。

第6章 布設工事監督者の配置及び資格の基準並びに水道技術管理者の資格の基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第39条 水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とします。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾(ろ)過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事
(布設工事監督者の資格)

第40条 水道の布設工事監督者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければなりません。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じとします。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年（簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」といいます。）の場合は、1年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年（簡易水道の場合は、1年6月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下この号及び次条において「専門職大学前期課程」といいます。）を含みます。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、当該学科又は当該課程を修めて修了した後）、5年（簡易水道の場合は、2年6月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年（簡易水道の場合は、3年6月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年（簡易水道の場合は、5年）以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若し

くは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年（簡易水道の場合は、6月）以上、第2号の卒業者にあっては2年（簡易水道の場合は、1年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の2分の1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年（簡易水道の場合は、6月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
（水道技術管理者の資格）

第41条 水道技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければなりません。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道（簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道（以下「簡易水道等」といいます。）の場合は、簡易水道）の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、当該学科目を修めて修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年（簡易水道等の場合は、2年）以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年（簡易水道等の場合は、3年）以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年（簡易水道等の場合は、4年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年（簡易水道等の場合は、5年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、当該学科目を修めて修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年（簡易水道等の場合は、2年6月）以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程にあっては、修了者）については7年（簡易水道等の場合は、3年6

月)以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年(簡易水道等の場合は、4年6月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定めます。

第8章 罰則

第43条 次の各号の一に該当する者には、5万円以下の過料を科します。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置工事を施行した者
- (2) 正当な理由がなく第20条第2項の規定による水道メーターの設置、第28条の点検、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第24条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の料金又は第33条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第44条 詐欺その他不正の行為により、第26条の料金又は第33条第1項の手数料の徴収を免れた者については、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とします。)以下の過料を科します。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。

附 則 (平成12年1月20日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月11日条例第32号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月17日条例第37号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市水道事業給水条例第33条並びに別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月13日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項及び第33条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に引渡しが行われる需要者に水を供給するために市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（以下「給水装置」という。）の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）の工事費及び設計に係る手数料について適用し、施行日前に引渡しが行われた給水装置工事の工事費及び設計に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第27条第1項の規定は、施行日以後の水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日前の料金については、なお従前の例による。
- 4 水道の利用者が施行日前から継続して使用している水道の料金で支払をする義務が施行日から平成26年4月30日までの間に確定されるものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月18日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の千歳市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の水道の使用に係る料金について適用し、同日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 水道の利用者が施行日前から継続して使用している水道の使用に係る料金で支払をする義務が施行日から平成30年4月30日までの間に確定されるものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月26日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第1条中第32条の改正規定 平成30年6月1日
 - （2）第2条の規定 公布の日（経過措置）
- 2 この条例による改正後の千歳市水道事業給水条例第27条第2項及び第29条の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の水道の使用に係る料金について適用し、同日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 水道の利用者が施行日前から継続して使用している水道の使用に係る料金で支払をする義務が施行日から平成30年4月30日までの間に確定されるものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の千歳市水道事業給水条例第40条第8号の適用については、選択科目として同号に規定する上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則（令和元年6月13日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項及び第33条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に引渡しが行われる需要者に水を供給するために市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（以下「給水装置」という。）の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）の工事費及び設計に係る手数料について適用し、施行日前に引渡しが行われた給水装置工事の工事費及び設計に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第27条第1項及び第30条第1項の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

4 水道の利用者が施行日前から継続して使用している水道の使用に係る料金で支払をする義務が施行日から令和元年10月31日までの間に確定されるものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

給水区域外地域

事業区分	地域
水道事業	藤の沢、水明郷、西森、紋別、幌美内、奥潭、モラツプ、支寒内、美笛及び支笏湖温泉の全部並びに平和、柏台、美々、駒里、祝梅、中央、北信濃、上長都、泉沢、蘭越及び協和の一部の地域

簡易水道事業	支笏湖温泉の一部を除く地域
--------	---------------

別表第2（第27条関係）

1 水道事業の料金

用途区分	水道メーター 口径区分	基本料金 (1箇月につき)	従量料金（1箇月につき）	
一般用	25mm以下	830円	使用水量8立方メートルまでの1立方メートルにつき10円	使用水量8立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき159円
	40mm	1,140円		
	50mm	3,240円		
	75mm	5,710円		
	100mm	10,030円		
	150mm	29,060円		
	200mm	48,550円		
浴場用	—	6,430円	使用水量100立方メートルまでの1立方メートルにつき5円	使用水量100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき90円

備考

- 1 一般用とは、浴場用以外の用に使用する場合をいいます。
- 2 浴場用とは、一般の公衆浴場の用に使用する場合をいいます。

2 簡易水道事業の料金

用途 区分	基本料金 (1箇月につき)		従量料金（1箇月につき）	
	基本水量	料金		
一般用	使用水量8立方メートルまで	1,110円	使用水量8立方メートルを超え50立方メートルまでの1立方メートルにつき	161円
			使用水量50立方メートルを超え1,000立方メートルまでの1立方メートルにつき	163円
			使用水量1,000立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	165円

臨時用	使用水量8 立方メートルまで	1,900円	使用水量8立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	165円
-----	-------------------	--------	-----------------------------	------

備考

- 1 一般用とは、臨時用以外の用に使用する場合をいいます。
- 2 臨時用とは、工事用その他一時的に使用する場合をいいます。

別表第3（第33条関係）

直接工事費区分	割合
5,000万円以下のもの	100分の10
5,000万円を超え1億円以下のもの	100分の8
1億円を超え3億円以下のもの	100分の5
3億円を超え5億円以下のもの	100分の3
5億円を超え10億円以下のもの	100分の2.5
10億円を超えるもの	100分の1

別表第4（第33条関係）

工事種別		金額
新設工事1 件につき	量水器の口径が20ミリメートル以下のもの	31,500円
	量水器の口径が25ミリメートルのもの	58,000円
	量水器の口径が40ミリメートルのもの	73,000円
	量水器の口径が50ミリメートルのもの	156,000円
	量水器の口径が75ミリメートル以上のもの	直接工事費の額（第9条第1項第1号から第4号までに規定する費用の合計額）の100分の10に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）
改造工事1件につき		13,000円
水洗化工事1件につき		5,000円
撤去工事1件につき		2,000円
臨時用の設置工事1件につき		15,000円

臨時用の撤去工事 1 件につき	1,000円
-----------------	--------

別表第 5（第33条関係）

検査種別	金額
一般検査（施設の外観検査及び水質検査） 1 件につき	14,000円
簡易検査（管理状況を示す書類による検査） 1 件につき	2,000円